

指定居宅介護支援事業所 しゃきょう介護プランセンター「あじさい」 開設しました

このほど浜中町社会福祉協議会は介護保険法による居宅介護支援事業所として北海道知事より認可を受け、本年7月22日より事業を開始しております。平成23年度に開設しましたしゃきょう介護センター「えぞふうろ」（訪問介護、指定障害サービス事業）に続いての介護保険事業になります。

日本の社会全体が人口減少社会を迎えた今、生涯を通して心豊かな生活となるよう、ご利用者のよき支援者となり権利を尊重した適切なケアマネジメントができる事業所を目指して参ります。

指定居宅介護支援事業所とは

介護保険を利用する介護の必要な方や、ご家族のご要望を尊重し、心身の状態や家族の状況を考慮して、適切なサービスを利用できるように支援する事業所です。介護支援専門員の資格を持つケアマネジャーが、ご利用者とサービス事業所のパイプ役となり、連絡調整や介護に関する様々なご相談に応じます。

【サービス利用までの流れ】 実際にサービスを受けるには？

まずは町福祉保健課相談窓口で要介護認定・要支援認定の申請をしましょう。申請後は、町から職員が派遣され、聞き取り調査（認定調査）が行われます。また、町からの依頼により、かかりつけのお医者さんが心身の状況について意見書（主治医意見書）を作成します。その後、認定調査結果や主治医意見書に基づくコンピュータによる一次判定及び、一次判定結果や主治医意見書に基づく介護認定審査会による二次判定を経て、町が要介護度を決定します。詳しい内容をお知りになりたい方は、しゃきょう介護プランセンター「あじさい」までご連絡下さい。

事業所名	しゃきょう介護プランセンター「あじさい」
事業所所在地	霧多布東3条1丁目 浜中町老人福祉センター内
営業日	月曜日から金曜日（土日祝日及び12月31日から1月5日までの期間は除く）
営業時間	午前8時45分～午後5時15分
事業所連絡先	電話・FAX 62-3717（あじさい専用回線） Eメール ajisai@bz04.plala.or.jp